告 示

埼玉県告示第七百六十一号

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要につ 大規模小売店舗立地法 いて、 (平成十年法律第九 同条第三項の 規定により公告し、 十一号)第八条第一 項及び第二項の規 及び当該意見を次

令和四年七月二十二日

埼玉県知事 大 野 元

裕

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス花園インター店

埼玉県深谷市荒川字原宿八百十一番一外

大規模小売店舗 <u>\f</u> 地法第二 八 条第 項 \hat{O} 規定に による市 町 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 概要

口

花園小学校、 花園 中学校の学区とな 0 て 11 る ので、 工 事 \mathcal{O} 際には各学校に連

絡を入れること。

二 縦覧期間

令和四年七月二十二日から令和四年八月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター